

ID: 290

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	工事中止命令		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第4条第3項		
例規番号	昭和57年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第4条 排水設備(これに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長が定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることによってこれに代えることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、同項の規定による確認申請書を提出させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 292

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第8条		
例規番号	昭和57年条例第8号		
【基準】 第8条の規定による。 (排水設備等についての命令) 第8条 市長は、公共下水道の管理上、必要があると認めるときは、排水設備等の所有者又は使用者に対して、期限を定めて、排水設備の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	変更命令		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第12条		
例規番号	昭和57年条例第8号		
<p>【基準】 第12条の規定による。 (除害施設管理責任者の変更命令) 第12条 市長は、除害施設管理責任者が市長が定める業務を怠った場合は、除害施設等を設置した者に対し、除害施設管理責任者の変更を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	排除の停止又は制限		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第13条		
例規番号	昭和57年条例第8号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (排除の停止又は制限) 第13条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。 (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。 (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 295

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	使用料の徴収				
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第17条第1項				
例規番号	昭和57年条例第8号				
<p>【基準】 第17条及び第21条の規定による。 (使用料) 第17条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p>					
種別	料金	基本料金		超過料金	
		汚水量	金額	汚水量	1m ³ につき
一般用	10m ³ まで		1,200円	11m ³ 以上20m ³ まで	130円
				21m ³ 以上30m ³ まで	140円
				31m ³ 以上50m ³ まで	150円
				51m ³ 以上100m ³ まで	160円
				101m ³ 以上	170円
公衆浴場用	200m ³ まで		10,000円	201m ³ 以上	50円
臨時用	1m ³ につき 160円				
<p>(特別な場合における使用料の算定) 第21条 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止若しくは廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。 (1) 使用日数が15日以内で、かつ、汚水排水量が基本汚水量の2分の1以下の場合は、基本料金の2分の1の金額 (2) 使用日数が15日を超え、又は汚水排水量が基本汚水量の2分の1を超える場合は、1月分として算定した金額 2 使用月の中途において用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</p>					
備考					
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日

ID: 296

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第25条第1項及び第26条第1項		
例規番号	昭和57年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第25条及び第26条の規定による。 (手数料)</p> <p>第25条 排水設備等の新設等を行おうとする者は、次の各号の区分により、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 排水設備計画確認手数料 1件につき1,000円</p> <p>(2) 排水設備検査手数料 1件につき1,000円</p> <p>2 前項第1号の手数料は、第4条第1項の規定による申請の際、前項第2号の手数料は、第7条第1項の規定による届出の際、それぞれ納付しなければならない。</p> <p>第26条 排水設備指定工事店の登録等の手数料は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 排水設備指定工事店指定手数料 1件につき10,000円</p> <p>(2) 排水設備指定工事店継続指定手数料 1件につき10,000円</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際それぞれ納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 298

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第30条第1項		
例規番号	昭和57年条例第8号		
<p>【基準】 第30条の規定による。 (占用料の徴収) 第30条 前条の規定による占用の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道又は都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件 (2) 国の行う事業で、一般会計をもって経理するものに係る占用物件並びに特別会計をもって経理するもののうち、企業性格を有しない事業に係る占用物件 (3) 他の地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>2 前項の占用料の額及び徴収については、真岡市道路占用料徴収条例(昭和31年条例第88号)を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 299

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	原状回復の指示		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第32条第2項		
例規番号	昭和57年条例第8号		
<p>【基準】 第32条の規定による。 (原状回復) 第32条 第29条の規定による占用の許可を受けた者は、その期間が満了したとき、又はその目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、当該敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不適當と認めたときの措置について、必要な指示をするものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市下水道条例 第45条から第47条まで		
例規番号	昭和57年条例第8号		
【基準】	<p>第45条から第47条までの規定による。</p> <p>第45条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項又は第2項の規定により確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者</p> <p>(2) 第5条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(4) 第10条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第10条の2の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第24条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 第8条に規定する命令に違反した者</p> <p>(8) 第32条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(9) 第4条第1項若しくは第27条の規定による申請書若しくは図書、第4条第2項、第10条の2若しくは第14条の規定による届出書、第19条第1項の規定による申告書又は第24条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者若しくは資料の提出者</p> <p>第46条 詐欺その他不正な行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料に処する。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	指定の取消し又は一時停止		
例規名 根拠条項	真岡市排水設備指定工事店規程 第10条		
例規番号	令和2年企業管理規程第5号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第10条 管理者は、指定工事店から前条第1項に規定する届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は一定の期間を定めて停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規程等に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不相当と認めたととき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	業務の禁止又は停止		
例規名 根拠条項	真岡市排水設備指定工事店規程 第13条		
例規番号	令和2年企業管理規程第5号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (業務の禁止又は停止) 第13条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は一定期間を定めて停止することができる。</p> <p>(1) 条例及び規程等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為がある等、管理者が責任技術者として不相当と認めたと き。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第6条第1項		
例規番号	昭和57年条例第9号		
【基準】	<p>第4条及び第6条の規定による。 (受益者の負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの地積に1平方メートル当たり300円を乗じて得た額とする。ただし、編入前の二宮町の区域内(以下「二宮区域内」という。)の市街化区域は、地積に1平方メートル当たり360円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 二宮区域内の市街化調整区域においては、該当受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの地積にかかわらず、当該土地に排水設備を備えた建築物を所有し、又は所有する意思のある場合に限り、当該排水設備1件当たり420,000円とする。 (負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以降においては、することができない。</p> <p>3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第10条第1項		
例規番号	昭和57年条例第9号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (延滞金) 第10条 管理者は、第6条第3項の納付期までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定により延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 管理者は、受益者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金額を免除することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例 第11条第1項		
例規番号	昭和57年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (督促手数料)</p> <p>第11条 管理者は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。</p> <p>2 前条第4項の規定は、前項の督促手数料に準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	使用料の徴収
例規名根拠条項	真岡市農業集落排水事業の管理に関する条例 第4条第1項
例規番号	昭和62年条例第2号

【基準】

第4条の規定による。

(使用料)

第4条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料のうち真岡市農業集落排水事業飯貝地区、真岡市農業集落排水事業小林地区、真岡市農業集落排水事業粕田地区、真岡市農業集落排水事業小貝川東部地区、真岡市農業集落排水事業大沼地区、真岡市農業集落排水事業東郷地区、真岡市農業集落排水事業東大島地区及び真岡市農業集落排水事業両沼地区に係る処理施設に係るものは、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数を生じたときは切り捨てるものとする。

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1m ³ につき
一般用	10m ³ まで	1,200円	11m ³ 以上20m ³ まで	130円
			21m ³ 以上30m ³ まで	140円
			31m ³ 以上50m ³ まで	150円
			51m ³ 以上100m ³ まで	160円
			101m ³ 以上	170円
臨時用	1m ³ につき	160円		

3 使用料のうち真岡市農業集落排水事業二宮地区、真岡市農業集落排水事業鹿・物井地区及び真岡市農業集落排水事業二宮東部地区に係る処理施設に係るものについては、これらの処理施設を使用する世帯又は事業所から次により算出した額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に1円未満の端数を生じたときは切り捨てるものとする。

世帯割 月額 1,904円

人数割 月額 476円

4 前項の人数割の算定基礎は、毎年度4月1日現在の本市の住民基本台帳登録人数による。ただし、中途加入の場合は、加入時の人数とする。

5 第3項の使用料に係る処理施設の使用者のうち、次の表に掲げる世帯にあつては、算式による人数を人数割に加えるものとする。ただし、人数は、算出結果を小数点以下第1位で四捨五入する。

種別	算式
生鮮食品店	人数 = 店舗床面積(m ²) × 0.100
飲食店	人数 = 店舗床面積(m ²) × 0.200
理髪店	人数 = 店舗床面積(m ²) × 0.072

6 第3項の使用料に係る処理施設の使用者のうち、次の表に掲げる事業所にあつては、算式による人数を人数割とする。ただし、人数は、算出結果を小数点以下第1位で四捨五入する。

種別	算式
----	----

集会場	人数＝床面積(m ²)×0.080		
地域公民館	人数＝床面積(m ²)×0.020		
単独店舗	人数＝床面積(m ²)×0.075		
学校等	人数＝(教職員数＋児童数)×0.250		
事務所	人数＝床面積(m ²)×0.060		
工場	人数＝従業員数×0.300		
公衆便所	人数＝((大便器数×20＋小便器数×120)／8)×0.4 (注) 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1／2を小便器とみなす。		
7 第3項の使用料に係る処理施設の使用期間が1月に満たない場合は、日割計算とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第3条		
例規番号	昭和60年条例第16号		
【基準】			
第3条の規定による。 (分担金の額及び徴収)			
第3条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、事業費の一部に充てるため、受益者から分担金として13万円を徴収する。ただし、次の処理区については次のとおりとする。			
	処理区	分担金	処理区域
	二宮処理区	520,000円	物井の一部 高田の一部
	鹿・物井処理区	740,000円	物井の一部 鹿の一部
	二宮東部処理区	460,000円	大根田の一部 阿部品 物井の一部 鹿の一部 桑ノ川 高田の一部 反町
2 管理者は、事業開始以後あらたに受益者となった者からも前項に規定する分担金を徴収する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日